

学校番号 (122)
学校名 青葉小学校
校長名 浦川 宣
(生徒指導担当者 高田 崇幸)

令和3年度 青葉小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

4月の校内研修で学校いじめ防止基本方針の共通理解を行う。
4月の代表委員会で青葉小いじめゼロ宣言の共通理解を行う。
8月にいじめゼロプロジェクトの取組内容の評価・改善を行う。
2月に校内研修でいじめゼロの取組の成果と課題を確認する。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) いじめのない、いじめを許さない学校学級づくりに取り組む。
- (2) 児童・保護者からのSOSをキャッチすることができる取組を行う。
- (3) 保護者、地域、学校をつなぐ取組を行う。

<青葉小いじめゼロ宣言>

「ありがとう」を伝えてつながり合う青葉っ子になります。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 学校いじめゼロ宣言と各学級のいじめゼロ宣言を作成する。(4月)
 - いじめゼロ集会を開催する。(11月)
 - 児童確認会(毎月1回)を開催し、児童の情報を共有する。
 - 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
 - Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携
 - 保護者、地域住民、児童相談所その他関係者と連携を図る。
 - 青葉小いじめ虐待防止対策委員会を定期開催し、情報を共有する。
 - 電話連絡や家庭訪問等で、保護者との連携を密に行う。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) 児童向けの生活アンケート（毎月1回）を実施する。
- (2) 保護者向けのいじめゼロアンケート（每学期1回）を実施する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等、心のケアを行う。
- (4) 加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童が抱える問題の解決を図る。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (6) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (7) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等、柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校基本方針の共通理解、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめの未然防止のため、Q-U アンケートの分析・活用のための校内研修を行う。
- (4) 生活アンケート（毎月実施）を活用し、児童の様子について各学年や全職員で情報を共有する児童確認会を行う。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを、青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

（1）組織の名称・役割

○名称 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会

○役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となり、いじめゼロプロジェクトを推進する。

（2）組織の構成（別添資料1参照）

校長，教頭，主幹教諭（教務主任），生徒指導主任，いじめゼロ担当，
スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

（1）組織の名称と役割

○名称 青葉小いじめ虐待防止対策委員会

○役割

- ・ いじめの状況報告，対策の協議
- ・ 保護者や地域へ協力依頼
- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果の教育委員会への報告
- ・ 調査結果について，関係児童及び保護者への情報提供

（2）組織の構成員

校長，PTA 会長，子ども育成連合会会長，自治協議会会長，公民館長，
青少年育成連合会会長，青葉校区防犯組合長，アンビシャス広場委員長
民生児童委員協議会会長，民生主任児童委員，保護司代表，
スクールサポーター，スクールカウンセラー（SC），
スクールソーシャルワーカー（SSW），教頭，主幹教諭（教務主任），
生徒指導主任，いじめゼロ担当

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

| 月 | 児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動 | | 職員研修等 | | チェック |
|----|--|-------------------|---|--------------|------|
| 4 | 学校いじめ防止基本方針作成 青葉小いじめゼロ宣言作成 学級のいじめゼロ宣言作成 生活アンケート | P D D CA | 学校いじめ防止基本方針作成 学校いじめ防止基本方針の確認会 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | P P DC | |
| 5 | 生活アンケート 青葉小いじめ防止基本方針ホームページ掲載 | CA D | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | DC | |
| 6 | 無記名アンケート いじめゼロ取組月間 | CA D | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 いじめ虐待防止対策委員会 | DC A | |
| 7 | 生活アンケート | CA | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | DC | |
| 8 | 生活アンケート | CA | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | DC | |
| 9 | 生活アンケート | CA | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | DC | |
| 10 | 生活アンケート いじめゼロサミット参加 | CA D | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | DC | |
| 11 | 無記名アンケート いじめゼロ集会 いじめゼロ実現プロジェクト | CA D D | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 いじめ虐待防止対策委員会 | DC | |
| 12 | 生活アンケート | CA | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | A | |
| 1 | 生活アンケート | CA | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | DC | |
| 2 | 無記名アンケート | CA | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 いじめ虐待防止対策委員会 | DC A | |
| 3 | 生活アンケート | CA | 青葉小いじめゼロプロジェクト推進委員会 | DC | |